

法的論点整理 WG

2017年8月8日

浦川道太郎

ドイツ連邦共和国

連邦交通デジタルインフラストラクチャー省

自動化走行に関する倫理委員会報告書（2017年6月20日）の概要

1. 倫理委員会の設置

連邦交通デジタルインフラ省大臣 Alexander Dobrindt の下、元連邦憲法裁判所裁判官・Udo Di Fabio ボン大学教授を委員長として 2016年10月10日に発足した。

委員会は、交通・法学・情報・工学・哲学・神学の専門家及び消費者団体・企業団体の代表者など14人の委員から構成された。

2. 倫理委員会報告書の重要なポイント（詳細は、別紙20項目）

- 自動化されるとともに接続された走行は、システムが人的な運転者よりも僅かな事故しか起こさない場合に、倫理的に望ましい（プラスのリスクバランス）。
- 損害が生じるならば物損が人損よりも先でなければならぬ：危険状況では、人の生命に常に最大の優先権がある。
- 避けられない事故状況では、人的な要素（年齢、性別、身体的又は精神的な素質）に基づく人の選別は許されない。
- 誰が走行の任務を担うかは、どんな走行状態でも、明確に定められかつ認識可能でなければならぬ：人かコンピュータか。
- 誰が走行しているかは、記録されかつデータが保管されねばならぬ（ありうる責任問題を明らかにするため等々）。
- 運転者は、自らその自動車のデータを伝達し利用することについて原則的に決定することができる（データに関する主権）。